

# 桶川市障害者就労支援事業実施要綱

平成19年4月24日告示第81号

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において就労と生活を総合的に支援する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、桶川市とする。

## (定義)

第3条 この要綱において「障害者」とは、身体障害、知的障害及び精神障害のために、日常生活又は社会生活に制限を受け、生活上の援助が必要な状況にある者をいう。

## (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとし、桶川市障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）において行うものとする。

- (1) 職業相談に関すること。
- (2) 就職準備支援に関すること。
- (3) 職場開拓に関すること。
- (4) 職場実習支援に関すること。
- (5) 職場定着支援に関すること。
- (6) 離職時の調整及び離職後の支援に関すること。
- (7) 職業生活を続けるための支援に関すること。
- (8) 障害者の就労に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (9) 関係機関及び事業所との連絡調整に関すること。
- (10) その他障害者の就労に必要な活動に関すること。

(対象者)

第5条 就労支援センターが行う事業の対象者は、桶川市に住所を有する障害者とする。

(委託)

第6条 この事業は、社会福祉法人に委託することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。